

令和８年度 第１回鴨川市スポーツ推進審議会

次 第

日 時 令和８年８月１８日（火）
午後１時３０分から
場 所 鴨川市総合運動施設交流棟１階
市民ラウンジ会議スペース

１ 開 会

２ 委嘱状交付

３ 市長あいさつ

４ 議 件

（１）協議事項

- ①鴨川市小湊さとうみ学校の使用料の一部改定について . . . 資料１
- ②鴨川市総合運動施設の使用料の一部改定について . . . 資料２
- ③宮運動広場の廃止について . . . 資料３

（２）その他

５ そ の 他

６ 閉 会

鴨川市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和8年3月25日～令和10年3月24日

		氏 名	役 職 等	就任期間	備考
1		東 靖稔	鴨川市スポーツ少年団 本部長	R8.8.18 ～	代表者 変更
2		大内 洋	学識経験者	R8.3.25 ～	
3	会長	唐鎌 武則	鴨川市スポーツ推進委員連絡協議会 会長	R8.3.25 ～	
4	副会長	佐藤 潔	鴨川市スポーツ協会 会長	R8.3.25 ～	
5		清水 宣雄	学識経験者	R8.3.25 ～	
6		高梨 美佐子	鴨川市校長会 会長 (鴨川市立長狭中学校・長狭小学校校長)	R8.8.18 ～	代表者 変更
7		野村 晃子	鴨川市スポーツ推進委員連絡協議会 女性部長	R8.8.18 ～	代表者 変更

(1) 鴨川市小湊さとうみ学校の使用料の一部改定について

1. 改定理由

近年の物価や光熱水費、人件費等の上昇により施設の管理運営経費が増加している中、宿泊施設として安全で快適なサービスを将来にわたり継続して提供するため、受益者負担の観点から条例で定める宿泊料金の上限額を見直し、春夏、ゴールデンウィークといった繁忙期における料金を導入できるようにします。これにより、スポーツ合宿や研修などの利用者に安心して利用いただける環境につなげます。

2. 鴨川市小湊さとうみ学校の管理及び管理に関する条例の改正内容

1 交流棟

区 分			市内使用料（泊・人）		市内使用料（円／泊・人）
客室	宿泊を伴う場合	一般	3,000 円		4,000 円
		中・高・大学生	2,250 円		3,000 円
		未就学児・小学生	1,500 円		2,000 円

※市民（市内に住所を有する者（市内の事業所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む））及び勝浦市に住所を有する者以外の者は上記の2倍の額となる。

3. 使用料の改定に伴う繁忙期（春期・GW・夏期・冬期）の収入試算

区 分		現行	改正案	上昇率	R 7 年度利用者	R 7 年度利用料収入	改定後利用料収入	差額
市外	一般	6,000 円	8,000 円	133%	492 人	2,952,000 円	3,936,000 円	984,000 円
	中学・高校・大学生	4,500 円	6,000 円	133%	270 人	1,215,000 円	1,620,000 円	405,000 円
	未就学児・小学生	3,000 円	4,000 円	133%	1,453 人	4,359,000 円	5,812,000 円	1,453,000 円
							合 計	2,842,000 円

4. 施行期日

(1) この条例の改正案は、令和8年第3回市議会定例会に提出し、審議・可決後、令和9年4月1日から施行します。

(2) 改正後の別表の規定は、条例の施行日以後の利用に係る使用料（公布日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料を除く。）について適用し、施行日前の利用に係る使用料及び公布日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、従前の例によります。

（２）鴨川市総合運動施設の使用料の一部改定について

1. 改定理由

近年の物価上昇や光熱水費、人件費の増加などに伴い、施設の維持管理に要する経費に関しては、財政状況が厳しさを増すなか、相対的に負担が増しております。このため、受益者負担の適正化を図るとともに、将来にわたり安全で良好なスポーツ環境を維持していくため、総合運動施設の使用料の一部を見直すものです。

2. 今回の改定のポイント

① 市民の一般利用への影響をできる限り抑えたこと

市民の日常的なスポーツ活動や健康づくりへの影響に配慮し、市民の一般利用については、現行料金を基本としました。

② 利用形態に応じた料金体系に見直したこと

野球場、ソフトボール場、陸上競技場等におけるCM等の撮影について、新たに「その他営利を目的とした催物」の区分を設け、使用料を設定しました。

③ 一部施設の使用料を適正化したこと

交流棟のトレーニングルーム、陸上競技場の個人利用（小中学生）については、近年の維持管理経費や利用状況を踏まえ、適正な使用料へ見直しを行いました。

④ 将来の施設運営を見据え引き続き検討を進めること

物価や光熱水費、人件費などの上昇を踏まえ、将来にわたり安全で快適な施設を維持していくため、引き続き見直しを検討します。

3. 鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の改正内容

(1) 野球場・ソフトボール場・投手練習場

区 分			市内		市内
			8:30～10:30		8:30～10:30
			10:30～12:30		10:30～12:30
			13:00～15:00		13:00～15:00
			15:00～17:00		15:00～17:00
			2時間あたり		2時間あたり
野球場 グラウンド	入場無料	高校生以下	1,650 円		1,650 円
		一般	3,300 円		3,300 円
		アマチュア以外	6,600 円		6,600 円
		その他営利を目的とした催物	追加		9,900 円
	入場有料	高校生以下	8,250 円		8,250 円
		一般	16,500 円		16,500 円
		アマチュア以外	33,000 円		33,000 円
		その他営利を目的とした催物	追加		49,500 円
ソフトボー ル場	高校生以下		880 円		880 円
	一般		1,760 円		1,760 円
	アマチュア以外		3,520 円		3,520 円
	その他営利を目的とした催物		追加		5,280 円
投手練習場	高校生以下（1レーン）		330 円		330 円
	一般（1レーン）		660 円		660 円
	アマチュア以外（1レーン）		1,320 円		1,320 円
	その他営利を目的とした催物		追加		1,980 円

※市民（市内に住所を有する者（市内の事業所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む））及び勝浦市に住所を有する者以外の者は上記の2倍の額となる。

(2) 陸上競技場

区分			市内
			8:30～10:30
			10:30～12:30
			13:00～15:00
			15:00～17:00
			2時間あたり
競技場	入場無料	小中学生	1,210 円
		高校生	2,420 円
		一般	4,840 円
		アマチュア以外	9,680 円
		その他営利を目的とした催物	追加
	入場有料	小中学生	3,630 円
		高校生	7,260 円
		一般	14,520 円
		アマチュア以外	48,400 円
		その他営利を目的とした催物	追加
	個人利用	小中学生	2時間／人 無料
		高校生	2時間／人 240 円
		一般	2時間／人 360 円



市内	
2時間あたり	
	1,210 円
	2,420 円
	4,840 円
	9,680 円
	14,520 円
	3,630 円
	7,260 円
	14,520 円
	48,400 円
	58,080 円
	2時間／人 120 円
	2時間／人 240 円
	2時間／人 360 円

※市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者は上記の2倍の額となる。

※市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者で個人利用の小中学生にあっては、180 円の規定を削る。

(3) サッカー場

区分	市内（1時間あたり）	
	8:30～17:00	17:00～21:00
高校生以下	1,100 円	1,650 円
一般	2,200 円	3,300 円
アマチュア以外	4,400 円	6,600 円
その他営利を目的とした催物	追加	追加

※市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者は上記の2倍の額となる。



市内（1時間あたり）	
8:30～17:00	17:00～21:00
1,100 円	1,650 円
2,200 円	3,300 円
4,400 円	6,600 円
6,600 円	9,900 円

(4) 交流棟（トレーニングルーム）

区分	市内（1時間あたり）	
	8:30～17:00	17:00～21:00
団体利用	660 円	990 円
個人利用	110 円	160 円

※市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者は上記の2倍の額となる。



市内（1時間あたり）	
8:30～17:00	17:00～21:00
1,000 円	1,500 円
200 円	300 円

4. 施行期日

(1) この条例の改正案は、令和8年第3回市議会定例会に提出し、審議・可決後、令和9年4月1日から施行します。

(2) 改正後の別表の規定は、条例の施行日以降の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、従前の例によります。

5. 使用料の改定に伴う収入の試算

区 分	R 7 年度利用者	R 7 年度利用料収入	改定後利用料収入	差額
競技場の小中学生の個人利用	53 人	8,460 円	13,800 円	5,340 円
トレーニングムの利用（個人・団体）	9,189 人	1,271,395 円	2,290,450 円	1,019,055 円

区 分	R 4 年度利用件数	R 4 年度利用料収入	改定後利用料収入	差額
CM撮影（陸上競技場）・音楽ライブ 撮影（文化体育館）	2 件	4,557,300 円	4,586,340 円	29,040 円

区 分	R 5 年度利用件数	R 5 年度利用料収入	改定後利用料収入	差額
ミニドラマ撮影（陸上競技場）	1 件	91,960 円	137,940 円	45,980 円

区 分	R 6 年度利用件数	R 6 年度利用料収入	改定後利用料収入	差額
教育番組撮影（陸上競技場・文化体育 館・交流棟）	1 件	771,020 円	809,740 円	38,720 円

※令和 7 年度の実績なし。1 か年平均 37,913 円の差額

増収見込み 合計 1,062,308 円

(3) 宮運動広場の廃止について

1. 廃止理由

宮運動広場については、近年利用実績が著しく減少し、令和6年度以降は実質的な利用がない状況となっています。一方で、当該土地については借地であり、利用の有無にかかわらず借地料が発生しているため、当該施設を廃止したいものです。

2. 施設概要

(1) 施設名 宮運動広場

(2) 所在地 鴨川市宮字山 596－1 他

(3) 施設の経過

宮運動広場用地は、碎石場跡地を昭和56年に整備し、長年、地域の少年野球チーム等の活動場所として使われてきました。また、平成18年7月から平成23年3月末にかけては、市内私立高校のグラウンドとして、本市による借地契約を一旦終了し、貸主により直接賃貸されていた時期があります。私立高校の撤退後、平成23年4月1日からは再び本市が賃借してます。



3. 借地契約の状況

宮運動広場用地は、宮区共有地及び個人所有地を借地して整備しています。

区分	件数	面積	年額借地料
宮区共有地	1 件	12,120 m ²	1,499,900 円
個人所有地	5 件	781.2 m ²	133,160 円
合計	6 件	12,901.20 m ²	1,633,060 円

※契約期間は、いずれも令和13年3月31日まで。地元協議により令和8年度以降の借地料を減額（816,530 円）。

4. 地元協議の状況

令和7年11月に開催された宮区臨時総会において当課から説明し協議を行い、その後、令和8年4月に開催された宮区総会において土地返還については了解を得ました。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和8年

本日 スポーツ推進審議会

9月 令和8年第3回市議会定例会（施設廃止の条例改正案・撤去工事費予算案の審議）

10月 撤去工事着手

令和9年

3月 撤去工事完了・土地返還

鴨川市総合運動施設 使用料一覧

令和6年10月1日

野球場・ソフトボール場・ブルペン			市 内		市 外	
			8:30～10:30 10:30～12:30 13:00～15:00 15:00～17:00	8:30 ～ 17:00	8:30～10:30 10:30～12:30 13:00～15:00 15:00～17:00	8:30 ～ 17:00
			2時間あたり	1日	2時間あたり	1日
野球場	入場無料	高校生以下	1,650	6,600	3,300	13,200
		一般	3,300	13,200	6,600	26,400
		アマチュア以外	6,600	26,400	13,200	52,800
	入場有料	高校生以下	8,250	33,000	16,500	66,000
		一般	16,500	66,000	33,000	132,000
		アマチュア以外	33,000	132,000	66,000	264,000
	施設使用	会議室1室	660	2,640	660	2,640
		役員室	660	2,640	660	2,640
		ロッカールーム1室	660	2,640	660	2,640
		得点表示盤	660円／日		660円／日	
		放送設備	2,200円／日		2,200円／日	
		シャワー施設	110円／人		110円／人	
ソフトボール場	高校生以下		880	3,520	1,760	7,040
	一 般		1,760	7,040	3,520	14,080
	アマチュア以外		3,520	14,080	7,040	28,160
ブルペン	高校生以下(1レーン)		330	1,320	660	2,640
	一般(1レーン)		660	2,640	1,320	5,280
	アマチュア以外(1レーン)		1,320	1,320	2,640	2,640

※ 移動販売(1人につき) 550円 ※ 8:30から17:00の前又は後に利用する場合の利用時間は1時間を単位とし、使用料は上記額の2分の1の1.5倍の額とする。
 ※ 1店舗(1㎡)につき 110円 (8:30～17:00以外の利用については、大会等による開場時間の繰上げ(準備)又は閉場時間の繰下げ(片付け)の場合とする。)

サッカー場		市 内		市 外	
		1時間あたり		1時間あたり	
		8:30～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00	17:00～21:00
高校生以下		1,100	1,650	2,200	3,300
一 般		2,200	3,300	4,400	6,600
アマチュア以外		4,400	6,600	8,800	13,200
照 明		1,100／時間			

※ 移動販売(1人につき) 550円 ※ 2分の1以内の利用を許可するものとし、その場合の利用料は、上記の額の2分の1の額とする。
 ※ 1店舗(1㎡)につき 110円 ※ 午前8時30分から午後9時00分の前又は後に利用する場合の使用料の額は、午後5時から午後9時までの額とする。
 (8:30～17:00以外の利用については、大会等による開場時間の繰上げ(準備)又は閉場時間の繰下げ(片付け)の場合とする。)

陸 上 競 技 場			市 内		市 外	
			8:30～10:30 10:30～12:30 13:00～15:00 15:00～17:00	8:30 ～ 17:00	8:30～10:30 10:30～12:30 13:00～15:00 15:00～17:00	8:30 ～ 17:00
			2時間あたり	1日	2時間あたり	1日
陸上競技場 ★個人利用は、当日受 付のみ予約不可	入場無料	小中学生	1,210	4,840	2,420	9,680
		高校生	2,420	9,680	4,840	19,360
		一般	4,840	19,360	9,680	38,720
		アマチュア以外	9,680	38,720	19,360	77,440
	入場有料	小中学校	3,630	14,520	7,260	29,040
		高校生	7,260	29,040	14,520	58,080
		一般	14,520	58,080	29,040	116,160
		アマチュア以外	48,400	193,600	96,800	387,200
	個人利用	小中学生	2時間／人 無 料		2時間／人 180円	
		高校生	2時間／人 240円		2時間／人 480円	
		一般	2時間／人 360円		2時間／人 720円	
	施設使用	会議室1室	660	2,640	660	2,640
		放送設備	2,200円／日		2,200円／日	
		シャワー施設	110円／人		110円／人	

※ 移動販売(1人につき) 550円
※ 1店舗(1㎡)につき 110円

※ 8:30から17:00の前又は後に利用する場合の利用時間は1時間を単位とし、使用料は上記額の2分の1の1.5倍の額とする。
(8:30～17:00以外の利用については、大会等による開場時間の繰上げ(準備)又は閉場時間の繰下げ(片付け)の場合とする。)

※ 陸上競技場のラインの布設に要する費用は実費とし、使用料に加算する。

文 化 体 育 館				市 内		市 外	
				1時間あたり		1時間あたり	
				8:30～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00	17:00～21:00
体 育 館 (ア リ ー ナ)	アマススポーツ/レク	入場料無料	高校生以下	2,200	3,300	4,400	6,600
			一般	4,400	6,600	8,800	13,200
	アマチュア以外	入場有料	11,000	16,500	22,000	33,000	
		入場無料	8,800	13,200	17,600	26,400	
		入場有料	44,000	66,000	88,000	132,000	
	集会・その他催物	入場無料	営利又は宣伝をしない	4,400	6,600	8,800	13,200
			営利又は宣伝が目的	22,000	33,000	44,000	66,000
		入場有料	営利又は宣伝をしない	11,000	16,500	22,000	33,000
			営利又は宣伝が目的	44,000	66,000	88,000	132,000
会 議 室	営利又は宣伝 をしない	3 区 画 (全 面)	990	1,480	1,980	2,960	
		2 区 画	660	980	1,320	1,960	
		1 区 画	330	490	660	980	
	営利又は宣伝 が目的	3 区 画 (全 面)	4,950	7,420	9,900	14,840	
		2 区 画	3,300	4,940	6,600	9,880	
		1 区 画	1,650	2,470	3,300	4,940	
備 品 施 設 等	営利・宣伝目的	電動イス	1回(1日)	55,000	1回(1日)	55,000	
		折りたたみイス	1回(1日)1脚	50	1回(1日)1脚	50	
		長机	1回(1日)1脚	110	1回(1日)1脚	110	
		移動用ステージ	1回(1日)1台	220	1回(1日)1台	220	
	冷暖房	アリーナ部分	1時間	11,000	1時間	11,000	
	放送設備 (アリーナのみ)	1式(1回)	2,200	1式(1回)	2,200		
	シャワー施設	1人1回	110	1人1回	110		
※ 移動販売(1人につき) 550円				※ アリーナの準備・リハーサルについては、上記の額の2分の1の額とする。			
※ 1店舗(1㎡)につき 110円				※ アリーナに限り2分の1以内の利用を許可するものとし、その場合の利用料は、上記の額の2分の1の額とする。			
				※ 午前8時30分から午後9時00分の前又は後に利用する場合の使用料の額は、午後5時から午後9時までの額とする。			
				(8:30～17:00以外の利用については、大会等による開場時間の繰上げ(準備)又は閉場時間の繰下げ(片付け)の場合とする。)			

鴨川市総合運動施設 交流棟使用料一覧

令和6年5月1日

交 流 棟			市 内		市 外	
			1時間あたり		1時間あたり	
			8:30～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00	17:00～21:00
市民ラウンジ会議スペース	営利又は宣伝をしない		660	990	1,320	1,980
	営利又は宣伝が目的		3,300	4,950	6,600	9,900
ロッカールーム	1（団体利用）		330	490	660	980
	2（団体利用）		330	490	660	980
付属施設	シャワー施設（利用人数）		110円／人		110円／人	
ロッカールーム	3・4（団体占有利用） 各部屋		160	240	320	480
	3・4（個人利用）		無 料		無 料	
付属施設	コインシャワー		100円／6分		100円／6分	
トレーニングルーム	団体利用		660	990	1,320	1,980
	個人利用（予約不可）		110	160	220	320
多目的 シャワー室	シャワー施設（利用人数）		110円／人		110円／人	
会議室（2F）	営利又は宣伝をしない		660	990	1,320	1,980
	営利又は宣伝が目的		3,300	4,950	6,600	9,900
多目的室（2F）	営利又は宣伝をしない		660	990	1,320	1,980
	営利又は宣伝が目的		3,300	4,950	6,600	9,900
備品施設等	営利・宣伝目的	イス	1回(1日)1脚	50	1回(1日)1脚	50
		長机	1回(1日)1脚	110	1回(1日)1脚	110

- ※ 市民ラウンジのラウンジスペースは、無料とする。（ラウンジ用途；休憩、食事、歓談等）
- ※ 会議スペース料金は、基本的に木製仕切りを閉めて、専有として会議等を行う場合、徴収する。（予約する場合、徴収）
なお、一般利用者の出入りを妨げない会議スペースの打合せ等利用は、徴収しない。（予約不可）
- ※ ラウンジスペースを利用し、ラウンジ用途外のイベントを行いたい場合は、一般利用者の出入りを妨げないことと、会議スペース料金を徴収する。
（例）市民ラウンジを使って、物品販売する際は、会議スペースのみ展示であれば、営利目的料金だが、間仕切りを開けて利用出来る。
（例）市民ラウンジを使って、スロトレ等を行う場合、一般利用者の出入りを妨げなければ、間仕切りを開けて利用出来る。
- ※ ロッカルーム1・2の専有利用は、申請書にシャワー利用の有無及び人数を記載する。
- ※ ロッカルーム3・4の専有利用は、ロッカルーム2が専有されている場合を基本とするが、男女混合チームの更衣室として等、理由があれば貸し出す。
- ※ ロッカルーム3・4の専有利用は、両方借りていただくことを基本とする。（片方空いても、一般利用の男女分けが不可能なため）
- ※ ロッカルーム3・4の専有利用は、当日申請は不可を基本とする。（一般利用者の周知が間に合わないため）
- ※ トレーニングルームの個人利用は、予約不可とし、団体利用の無いことを条件に、当日申請書をいただき、利用する。
- ※ 多目的シャワー室は、パラアスリート向けの設備であるが、利用促進のため、希望があれば利用可能とする。
- ※ 多目的シャワー室は、シャワー設備であるため、ロッカルーム代わりに荷物を置場にする等の、専有利用は出来ない。（荷物はロッカルーム3・4）